

# 八王子囲碁連盟段級位に関する規程

この規程は、八王子囲碁連盟規約第14条の規定に基づき、地区同好会に所属する会員（以下「会員」という。）にかかる段位及び級位の格付け、昇格、降格等について必要な事項を定める。

## 第1章 入会時の格付け

### 第1条（新入会員の格付け）

新入会員にかかる段位または級位の格付けは、自己申告によるものとする。ただし、八段以上の者の入会、格付けは、第7条に定める。

2 地区同好会の会長は、新入会員の対局成績により前項の段位または級位が不相当と判断したときは、入会后1年間に限り、当該段位または級位を変更して定めることができる。

## 第2章 五段以下の会員の昇格

### 第2条（大会優勝者の昇格）

次の各号の大会の優勝者は、大会終了と同時に直近上位の段位または級位に昇格する。

- 1 ) 八碁連囲碁大会（三段以上、二段以下）
- 2 ) 八碁連タイトル囲碁大会（名人、王座、天狗）
- 3 ) 八碁連研修部囲碁大会
- 4 ) 市民文化祭囲碁大会
- 5 ) 女性囲碁大会

ただし、四段、五段者は、2回優勝で昇段とする。1回優勝で段位の後にAを付けて2回目 優勝で昇段とする。研修部大会だけで2回優勝しても昇段は認めない。研修部大会で優勝と研修部大会以外の大会で

優勝した時に昇段とする。年度内の制限は設けない。

- 2 女性囲碁大会での級位者の昇格は、第1項の定めの外、大会実施要領等において定めることができる。

### 第3条 (活きいき囲碁地区大会優勝者の昇格)

活きいき囲碁地区大会における参加者16名以上のクラスでの優勝者は、大会終了と同時に直近上位の段位または級位に昇格する。

### 第4条 (級位認定囲碁大会による昇格)

日本棋院八王子囲碁連盟支部の内規に定める。

- 2 初段までは同好会でも決めることができる。

## 第3章 六段以上の会員の昇格

### 第5条 (六段からの昇格)

六段の者は、次の各号のいずれかの大会で、通算3回優勝した時に、七段に昇格する。

- 1) 八碁連囲碁大会 (三段以上)
- 2) 八碁連タイトル囲碁大会 (名人、王座、天狗)
- 3) 活きいき囲碁地区大会
- 4) 市民文化祭囲碁大会
- 5) 女性囲碁大会

### 第6条 (七段からの昇格)

七段の者は、次の各号のいずれかの大会で、通算6回以上優勝した時には八段に昇格する。

- 1) 八碁連囲碁大会 (三段以上)

2) 八碁連タイトル囲碁大会 (名人・王座・天狗)

3) 活きいき囲碁地区大会 (通算2回までとする。)

4) 市民文化祭囲碁大会

5) 女性囲碁大会

2 前項は、平成2年度開催の大会から適用する。

#### 第7条 (八段位の入会)

新規の会員が八段で入会するときは、次の要件のいずれかを満たした者とする。

1) 都道府県代表の経験のある者

2) 相談役、技術顧問等が八段格相当と認める者

### 第4章 降格等

#### 第8条 (昇格の辞退)

第2条から前条までの規定により昇格した者が、当該昇格を辞退することは認めない。

#### 第9条 (降格)

会員は、現に有する段位または級位を得てから1年を経過し、かつ、自ら当該段位または級位を保有することが不相当であると判断したときは、所属する地区同好会の会長を経て八碁連会長に降格を申し出ることができる。

2 八碁連会長は、前項の申し出を受けたときには、理事会に諮ったうえ、申出者を直近下位の段位または級位に降格することができる。

#### 第10条 (名誉昇格)

八碁連会長は、八碁連の理事または地区同好会の会長の職を合わせて4年以上務めた会員か

ら名誉昇格の申請があったとき、もしくは同好会会長からの昇格の推薦があったときは、理事  
会に諮ったうえ、当該会員を直近上位の段位または級位に昇格させることができるものとする。その会員が理  
事と会長職を兼務した場合は、年数を重複して数えるものとする。

2 前項の名誉昇格は、一人の会員について1回限りとし、かつ、前項の職の退任後1年以内に申請があった  
ものに限る。

#### 付則

- 1 この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第11条の規定は、平成19年3月31日以降任期が満了する会員について適用する。
- 3 この改正された規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この改正された規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この改正された規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この改正された規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 7 この改正された規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 8 この改正された規定は、令和3年年4月1日から施行する。
- 9 この改正された規定は、令和4年3月13日から施行する。
- 10 この改正された規定は、令和5年3月12日から施行する。
- 11 この改正された規定は、令和6年4月1日から施行する。